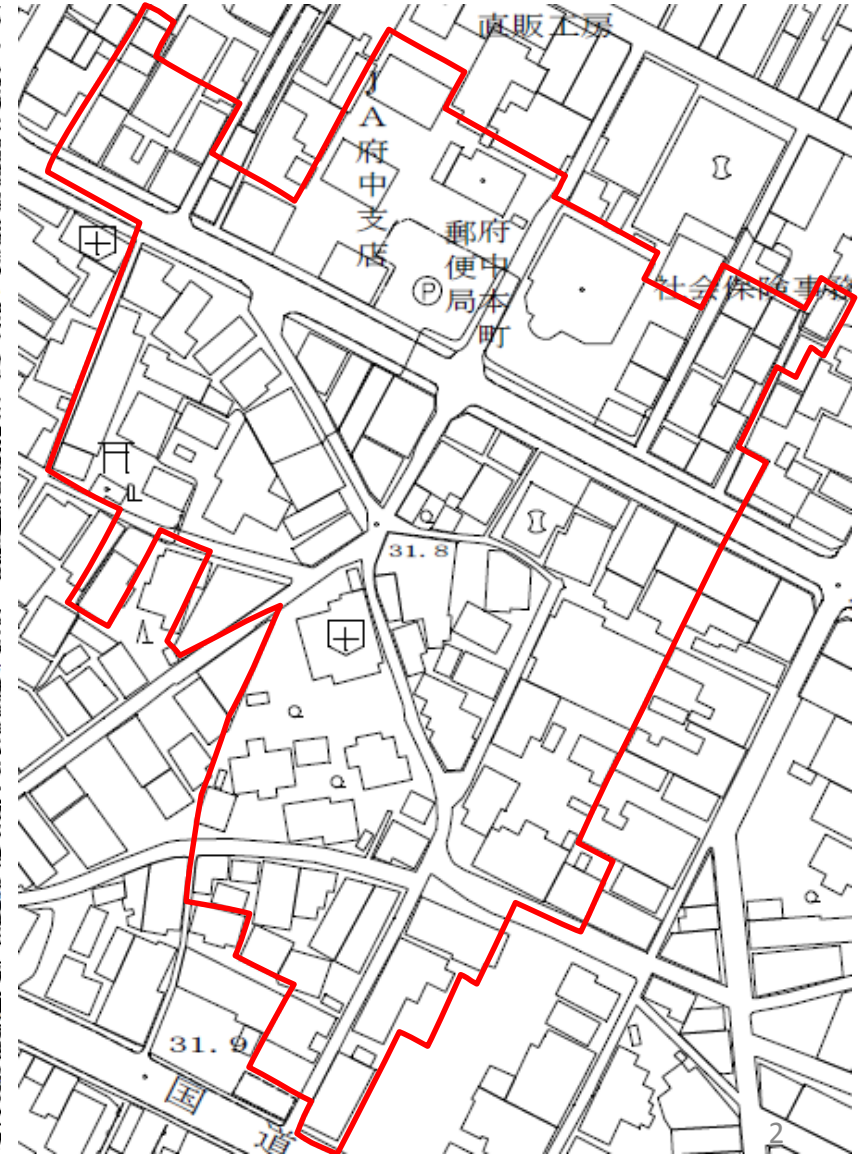


空家等重点地区調査
(飛屋町内会)
中間報告について

平成29年12月26日(火)
府中市役所4階第一委員会室

1. 調査位置



2. 実施状況

○地 区：飛屋町内会

○日 時：平成29年10月10日（火）

○調査員：戸田町内会長、まちづくり課職員

○調査数：116戸（100戸）

○空家数：32戸（27戸）

○空家率：27.59%（27.00%）

H28.2調査では、全体8.82%、府中町13.35%

3. 地区内の特徴的な事項

- ・30年ぶりの新築(建て替え)
- ・地区外からの転入
(定年、小学生を連れて実家へ、1人親の近くの空家へ幼児を連れて)
- ・空家特措法で言う空家ではないが、居住は市外、週3回ほど通っている。
- ・中国、ベトナムなどの人が住んでいる。
- ・敷地内に車を置けないので、隣の空き家を購入・解体して駐車場にした方もいた。

狭あいな道路

- ・昭和45年DID(人口集中地区)であり、狭い土地の敷地一杯に、住宅等が建築されているものが多い。
- ・地区内の幅員4m以上の道路はわずかしかない。
- ・接道していない又は接道していても道路幅員が1.8m未満で、解体した場合に建て替えができない箇所も多い。

狭あいな道路写真(幅員1.95m)



狭あいな道路写真(幅員1.5m)



狭あいな道路写真(幅員1.65m)



狭あいな道路写真(幅員1.8m)



4. 今後の調査の進め方

- ・空き家と判定された住居の所有者の調査を進める。

↓並行して意向調査を行う。

- ・納税者若しくは納税管理人に対し意向調査を行う。

- ・調査票は次のとおりとする。

空き家を所有（管理）されている方への

意向調査アンケートご協力をお願い

日頃より、まちづくりの推進にご理解ご協力いただきありがとうございます。

府中市では、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されたことに伴い、「府中市空家等対策計画」を策定し空家問題に取り組んでいるところでございます。

府中市空家等対策計画では、空き家が多く、老朽化が高い地域を重点地区と位置づけ、市街地の総合的な整備の推進を図り、居住環境の改善を図ることとしています。飛屋町内会をこの重点地区とし、平成29年10月に地区内の建築物を対象として空き家実態の現地調査を行いました。その結果、空き家若しくは利用が少ないと思われる住宅の所有者又は納税管理者の皆様を対象に、今後の住宅の活用についてどのように考えておられるかを調査することにより、地域の活性化につなげるための施策を検討することとしております。

つきましては、お忙しいことと存じますが、本調査の趣旨をご理解いただきアンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

平成30年1月
まちづくり課

〇ご記入にあたってのお願い

- (1) ご記入にあたっては、できる限り住宅の所有者・管理者の方がお答えください。
 - (2) ご記入の内容は、平成30年1月1日時点として下さい。
 - (3) ご記入いただいた調査票は、平成30年2月28日（水）までに、同封の返信用封筒に入れ、郵便ポストに投函してください。（切手は不要です。）
- ※なお、ご記入いただきました内容につきましては、個人情報保護法並びに府中市個人情報保護条例に基づき適切に管理し、目的外に利用することはありません。

〈調査に関するお問い合わせ〉

府中市役所 建設産業部 まちづくり課 建築・空家対策係
担当：原田、瀬川、藤本
住所：広島県府中市府川町315
電話：0847-43-7156

問1 このアンケートにお答えいただく方について、お伺いします。

- (1) あなた又は関係者が所有、管理していると思われる住宅について確認します。対象住宅の住所や所有関係について下記の内容をお答えください。
(1つ選択)

※記載されている住所に修正がある場合は二重線で消して訂正してください。

住宅の住所	広島県府中市府中町
-------	-----------

- 1 自分又は親族など関係者もの ⇒ (3)へお進みください。
- 2 不明又は心当たりがない ⇒ この設問で終了です。
- 3 売却又は譲渡済 ⇒ この設問で終了です。
- 4 すでに解体済 ⇒ (2)で終了です。

- (2) 上記(1)で、4とお答えした方のみ回答してください。←
解体した理由は何ですか。(1つ選択)

- 1 建物が老朽化し危険であったため
- 2 近隣からの苦情があったため
- 3 誰も利用しなくなったため
- 4 住宅を建て替えるため
- 5 別用途での利用のため(用途：)
- 6 土地を売却するため
- 7 その他()

上記(1)で、1とお答えした方のみ、以後の設問にお進みください。←

- (3) 対象住宅の建設時期はいつ頃ですか。(1つ選択)

- 1 昭和25年以前
- 2 昭和26年～昭和35年
- 3 昭和36年～昭和45年
- 4 昭和46年～昭和55年
- 5 昭和56年～平成2年
- 6 平成3年～平成7年
- 7 平成8年～平成12年
- 8 平成13年～平成17年
- 9 平成18年～平成22年
- 10 平成23年以降
- 11 不明